入札告示

札幌市告示第4101号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年10月29日

札幌市長　秋元　克広

記

１　契約担当部局
〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市財政局税政部市民税課市民税係（電話011-211-2272）

２　入札に付する事項
1)　特定役務の名称　令和９年度給与支払報告書等のシステム登録前作業等及び償却資産申告書収受作業等
2)　調達案件の仕様等　入札説明書による。
3)　履行期間　令和９年１月18日から令和９年３月19日まで。
4)　履行場所　札幌市中央市税事務所（札幌市中央区南３条西11丁目）
5)　入札方法　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格
1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
2)　令和８年度～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
4)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
5)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
6)　本市が定める管理基準（別添「特定個人情報等取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有していること。
7)　１日あたりの処理件数が20,000件程度以上必要な「帳票の内容確認及び分離作業等を行う業務」の履行実績を有する者であること。

４　入札書の提出場所等
1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
上記１に同じ。
2)　入札説明書の交付方法　財政局税政部ホームページの一般競争入札等情報からダウンロードすることができる。
https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou.html
3)　入札書の受領期限　直接開札場の入札箱へ投函する場合は、開札の開始時に提出すること。持参又は送付により事前提出する場合は、令和８年11月19日(木)16時00

分（必着）までに提出すること。

4)　開札の日時及び場所　令和８年11月20日(金）13時30分
札幌市役所税政部会議室（札幌市中央区北１条西２丁目　市役所２階北側）

５　入札手続等

1)　入札保証金　免除

2)　契約保証金　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

3)　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

4)　入札の無効　本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

5)　契約書作成の要否　要

6)　落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が、２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出し、本市が指定する期間内に実地調査を受けなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合や実地調査を受けられない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

7)　詳細は入札説明書による。